# 国立研究開発法人国立環境研究所インターンシップ生受入規程

令和元年7月5日 令1規程第1号 令和3年1月27日改正 令和3年3月23日一部改正

(趣旨)

第1条 本規程は、環境研究の推進に資する専門人材の確保・育成を図るため、大学、高等専門学校及びこれらに準ずる機関(以下「大学等」という。)の学生又は大学院生が、国立研究開発法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)において、研究所の職員の指導のもとに、実習又は研修的な就業体験(以下「インターンシップ」という。)として研究等を行おうとするときの受入承認申請、災害の補償、研究等成果の報告等に関し、必要な事項を定めるものである。

# (インターンシップ生の受入申請及び承認)

- 第2条 研究所において、大学等の正規の教育課程又は課外活動に位置づけられたインターンシップ制度(以下「大学等インターンシップ制度」という。)により研究所の職員の指導のもとに研究等を行おうとする大学等の学生又は大学院生(以下「インターンシップ生」という。)が所属する大学等(以下「所属機関」という。)の代表者は、理事長に対し、インターンシップ生としての受入れの申請(様式1による。)を行い、理事長の承認(様式2による。)を受けなければならない。
- 2 前項の申請は、受入れを行う企画部、連携推進部、総務部、環境情報部、領域、気候変動適応センター又は福島地域協働研究拠点の長(以下「ユニット長」という。)を通じて行うものとする。
- 3 大学等インターンシップ制度の適用上、当該大学等と覚書を交わす必要がある場合 には、別に定める手続きに則り、研究所と大学等の間で覚書を交わすことができる。

# (インターンシップ期間)

- 第3条 インターンシップの期間は、原則として年度内の連続した 60 日以内とする。ただし、大学等インターンシップ制度に期間の定めがあり、かつ理事長が特に認めた場合は、この限りではない。
- 2 本規程に基づく受入れは、学生又は大学院生ごとに原則として一度のみとする。

#### (インターンシップ生の指導)

第4条 第2条第1項に基づく申請があったとき、ユニット長は、別に定める当該申請の対象となる学生等(以下「インターンシップ生受入申請対象者」という。)が行お

- うとする研究等に係わるインターンシップ実施計画書を理事長に提出するものとする。
- 2 インターシップ生に対する指導は、室長、分室長、主席研究員又は課長以上の職に ある者(以下「インターンシップ生指導主任職員」という。)の指揮の下で、研究系職 員若しくは主査又は係長以上の事務系職員(以下「インターンシップ生指導職員」と いう。)が所属機関の大学等インターンシップ制度の担当者と連絡を密に取りつつ、イ ンターンシップ生に事故が起きないよう十分注意して行うものとする。
- 3 インターンシップ生指導主任職員は、インターンシップ生指導職員を兼ねることができる。

# (インターンシップ実施計画書の変更)

- 第5条 第4条第1項のインターンシップ実施計画書に記載された事項の変更が必要になったときは、当該変更の是非について、インターンシップ生、その所属機関の大学等インターンシップ制度の担当者、インターンシップ生指導主任職員及びユニット長が合意の上で第2条第1項の申請を再度行わなければならない。
- 2 所属機関の代表者は、インターンシップ実施計画書の記載事項のうち、インターンシップ期間のみの変更の場合であって、かつ当該期間の短縮であるときは、短縮承認申請(様式3による。)を行うことができる。
- 3 理事長は前項の申請内容が適正であると認めるときは、第1項の申請を不要としてインターンシップ実施計画書の変更を認めるものとする。

#### (規則等の遵守)

- 第6条 インターンシップ生は、研究所において大学等インターンシップ制度により研究 等を行おうとするときは、研究所、インターンシップ生指導主任職員及びインターンシ ップ生指導職員の指示並びに法令及び研究所の規程その他の定めに従わなければな らない。
- 2 インターンシップ生は、研究所の施設、備品等(以下「施設等」という。)を使用する場合、あらかじめ、インターンシップ生指導主任職員の了解を得なければならない。
- 3 インターンシップ生は、特許法(昭和34年法律第121号)、実用新案法(昭和34年法律第123号)、意匠法(昭和34年法律第125号)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)、種苗法(平成10年法律第83号)、著作権法(昭和45年法律第48号)又は商標法(昭和34年法律第127号)上の権利の確保が行われているものを除いて、研究等を通じて知ることのできたすべての秘密について、インターンシップ期間中及び終了後においても、外部に漏らしてはならない。
- 4 インターンシップ生は、資料、図面、電子媒体、研究資材、書類その他研究所の所有する物品を、許可無く研究所外に持ち出してはならない。

(災害の補償)

第7条 インターンシップ期間中に生じた事故等による災害の補償に関しては、それぞれの所属機関において措置しなければならない。

(研究施設等の損傷に対する賠償)

第8条 インターンシップ生の責に帰すべき事由により研究所の施設等に損傷を与えた ときは、所属機関及び本人が連帯してその損害を賠償しなければならない。

(研究等成果の報告)

第9条 インターンシップ生は、インターンシップ期間が満了し、又は第5条によりインターンシップを中止したときは、遅滞なくそのインターンシップ成果報告書(様式4による。)を理事長に提出しなければならない。

(研究等成果の公表)

第10条 インターンシップ生が、大学等インターンシップ制度により実施した研究等で得られた研究等成果を公表しようとするときは、あらかじめインターンシップ生指導主任職員の了解を得なければならない。

(知的財産の取り扱い)

第11条 研究所とインターンシップ生又はその所属機関との間に別段の合意がある場合を除き、インターンシップ生が研究所における研究等の過程若しくは結果として作成又は取得した知的財産の取り扱いは、国立研究開発法人国立環境研究所知的財産取扱規程(平13 規程第34号)に定めるところによる。

(旅費)

- 第12条 インターンシップ生に対し、大学等インターンシップ制度に定めがあり、かつ 理事長が認めた場合に限り、インターンシップ実施に必要な旅費を支給することができる。
- 2 前項の旅費の支給については、所属機関において特別の定めがある場合を除き、国立研究開発法人国立環境研究所旅費規程 (平 13 規程第 9 号)に定めるところによる。

#### 附則

この規程は、令和元年7月5日から施行する。 改正附則(令和3年1月27日) この規程は、令和3年1月27日から施行する。 改正附則(令和3年3月23日) この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# インターンシップ生受入申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

下記により、貴所においてインターンシップを実施したいので受入れの承認を申請します。なお、 (インターンシップ生受入申請対象者氏名) が貴研究所においてインターンシップを行うこととなった 際は、法令及び国立研究開発法人国立環境研究所インターンシップ生受入規程など貴研究所における規則 等を遵守させることを誓約します。

> 所 在 地 大学等名 代表者役職名及び氏名

印(省略可)

記

- 1. 申請理由
- 2. 希望するインターンシップ内容
- 3. インターンシップ生受入申請対象者の氏名
- 4. インターンシップ生受入申請対象者の生年月日及び満年令 年 月 日 (満 才)
- 5. 希望するインターンシップの期間(注)

年 月 日 ~ 年 月 日

- 6. 大学等インターンシップ制度の担当者(指導教員等)の職名・氏名・連絡先
- 7. 添付書類
  - (1) インターンシップ生受入申請対象者の履歴書
  - (2) 誓約書(別紙様式による)
  - (3) インターンシップ中に生じた事故等による災害を補償する保険に加入していることを証する書面
  - (4) 大学等インターンシップ制度の要領等
- (注) 原則として連続した 60 日以内とする。

誓 約 書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

貴研究所においてインターンシップを行うこととなった際は、法令及び国立研究開発法人国立環境研究 所インターンシップ生受入規程など貴研究所における規則等を遵守することを誓約します。

住所

氏名 (インターンシップ生受入申請対象者)

 国環研第
 号

 年
 月

 日

○○ ○○ 殿

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 〇 〇 〇

インターンシップ生承認申請について(回答)

○年○月○日付で申請のありました下記の者に係る標記については、申請に基づき下記期間インターンシップ生として受け入れることを承認します。

記

インターンシップ生氏名

インターンシップ期間

# インターンシップ生受入期間短縮申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

所 在 地 大学等名 代表者役職名及び氏名

印(省略可)

年 月 日付け国環研第 号をもって承認されたインターンシップ生の受入期間について、下記のとおり短縮を申請致します。

記

- 1. インターンシップ内容
- 2. インターンシップ生の氏名
- 3. インターンシップの短縮を希望する期間
- 4. 期間短縮を希望する理由

# イ ン タ ー ン シ ッ プ 成 果 報 告 書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

インターンシップ生氏名

- 1. インターンシップ内容
- 2. インターンシップ期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 3. 主なインターンシップ実施場所
- 4. インターンシップ生指導主任職員及びインターンシップ生指導職員の氏名
- 5. インターンシップ 成 果